

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第171回個人情報保護委員会を開会いたします。

まず初めに、個人情報委員会議事運営規程第3条第5号の規定に基づき、3月30日に開催した第170回個人情報保護委員会の審議の結果を事務局より報告願います。

○岡企画官 第170回個人情報保護委員会の報告をいたします。

議題は「監視・監督について」です。当該議題について御審議いただき、原案のとおり決定いたしました。

報告は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は9つございます。

議題1「LINE（株）の個人情報の取扱いに関する対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 LINE株式会社の個人情報の取扱いに関する対応について、報告させていただきます。

本年3月8日、LINE株式会社の親会社であるZホールディングスより、委員会事務局に「LINE（株）に中国関連会社が存在し、同社がLINE（株）のシステム開発を行っていたことが判明」との一報があり、同日、委員会事務局からさらなる情報の提供を要請いたしました。

同年3月17日、中国関連会社の従業員が日本サーバーの個人情報にアクセス可能との報道があり、同日、委員会事務局においてLINE株式会社等にヒアリングを実施し、報道に係る情報の提供を要請いたしました。

同年3月19日、第168回個人情報保護委員会が開催され、LINE株式会社等に対し、個人情報保護法第40条第1項に基づく報告徴収を実施するとの決議がなされました。

報告を求めた内容は、外国の事業者に委託した業務内容等であり、具体的には外国の委託先事業者における個人情報の取扱い状況の把握、外国の委託事業者のLINEユーザーの個人データへのアクセス権限の範囲及びアクセス状況等となります。

同日、この報告徴収について公表いたしました。

そして、この報告徴収の期限である3月23日、LINE株式会社等より報告徴収に対する報告が提出されました。

同年3月26日、第169回個人情報保護委員会が開催され、確認作業の状況について報告をさせていただきました。

同日、確認作業の状況について公表し、中国所在の委託先からのアクセスを遮断した方法は一定の信頼のおけるものと考えていると公表いたしました。

同年3月30日、第170回個人情報保護委員会が開催され、LINE株式会社等に対し、個人情報保護法第40条第1項に基づく立入検査命令が議決されました。

翌3月31日、衆議院内閣委員会において、事務局長より、立入検査を開始した、中国所在の委託先からのアクセス遮断が行われていることについて一定程度確認をした、委託契約書の内容に問題があるとは考えていない旨、答弁いたしました。

本件は現在も調査継続中でありまして、委託先からのデータアクセス状況、委託先の安全管理に関する内部規律の実施状況、委託先に対する監査の実態等について更に確認を進めてまいります。

以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 本件について、第一報を3月8日に受けていたにもかかわらず、報道されるまで具体的な対応がなされておらず、対応が遅いのではないかという意見もあるかと思えます。個々の事案においてその対応のスピードというのは異なるので、一概には言えないと思えますけれども、もし改善すべきところがあれば真摯に対応することが必要だと思えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

藤原委員。

○藤原委員

本件はサービスの利用者が多く、また、国、自治体についても、行政サービスの実現のために多くの団体が使用していることを聞いております。そういうわけで、社会の注目度も非常に高いと思えます。

その結果、利用者の中には報道等を通じて不安を感じている方もかなりおられると思えます。こういう状況で、このサービスをどのように利用するか、継続するのか、あるいは自分なりに考えるかといったことの判断ができるように、適時、適切に正確な情報の発信を行っていくことが必要ではないかと考えております。

それから、小川委員の御発言とも関連しますけれども、本件の社会的な影響に鑑みて、議論の透明性とか委員会の説明責任という観点から、過去のフェイスブックの事案と同様、委員会における審議についても、可能なものについては公表していくべきであろうと思料いたします。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見は。

高村委員、お願いいたします。

○高村委員 本件については様々な報道がされていますが、本委員会においては予断を持つことなく必要な調査を遂げ、正確な事実関係を把握することがまず必要だと考えます。調査においては、法律に照らして改善を要する点があるのかないか、仮に改善を要する点があるとするれば、その原因は何か。また、実効性のある改善策が実施済みであるかなどについて確認をすることが必要であると考えます。

現在、これらの点を含めて、鋭意着実に調査を実施中であると理解していますが、本件については国民の関心が高いと考えられますから、今後も迅速かつ適切な調査を進めることが必要だと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

梶田委員。

○梶田委員

L I N Eはやはり大勢の利用者がおり、行政機関も利用していることから社会インフラとなっています。したがって当委員会としましては、個人情報の保護に関する法律の観点から、改善すべきところがあれば改善を求め、ユーザーがこのサービスを安心して利用できるよう必要な対応を求めることが重要ではないかと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかおありになりますか。

よろしいでしょうか。

ただいま各委員から大変貴重な御意見を賜りました。誠にありがとうございます。

それでは、L I N E株式会社に対し必要な報告を求めるなど、委員会として引き続き適切な対応を行ってまいりたいと思います。また、本議題につきましては、委員の御発言にもありましたが、事案の社会的な影響を勘案し、公表することといたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、本議題については公表することといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「大学に対する安全管理措置に係る周知文の発出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題2、大学に対する安全管理措置に係る周知文の発出について、御説明をいたします。

この度全国の私立大学に対して「個人情報の持ち出し等に係る安全管理措置について」と題した周知文を発出することといたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

今回の周知の背景といたしまして、これまで当委員会に報告された個人データの漏えい事案を分析したところ、私立大学における漏えい事案のうち約30%が個人情報の持ち出しを原因としており、全業種の平均を大きく超えていることが分かりました。また、漏えい等報告を受けた大学へのヒアリング等をする中で、業務において個人情報を持ち出さなければならない実態がある一方で、持ち出し時の規定が定められていなかったり、教職員への周知や運用の徹底ができていなかったというケースが多数ございました。

そこで、こうした漏えい事案への対策の一例として、当委員会が公表しております「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の中から、特に有効と思われる対応策を抜粋いたしまして、ヒアリングの中で得られた、実際に各大学で行われている参考事例とともに周知をすることとしたものでございます。

周知文の中では、その他に当委員会のホームページで公表しております注意喚起や参考資料等のリンクも記載をしております。この周知をきっかけとして個人情報の安全管理措置について見直しを図っていただくことを促す内容となっております。なお、本件につきましては、文部科学省の私学行政課を通じて全国の私立大学へメールにて発出することとしております。

以上で、大学に対する安全管理措置に係る周知文の発出についての御報告を終わります。
○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 今回の調査は、委員会へ寄せられる漏えい等報告の分析の結果、私立大学では情報の持ち出しに起因する漏えい事案が多いという特徴が明らかになったことから、情報の持ち出しに関する安全管理措置を中心に個人情報保護法ガイドラインに照らし合わせて、安全管理措置がどのように行われているか、任意のヒアリング調査を実施したものです。私立大学における個人情報の安全管理体制の底上げを図るために、適切な着眼点で行われた調査であると評価しています。

今回の調査によって、監査及び教職員に対する安全管理措置の定期的な教育が不十分であるなど幾つかの問題点が明らかになりました。一方で、安全管理措置に関して、他の大学にとっても参考になるような対応を行っているケースも確認することができました。これらの調査結果を踏まえ、個人情報ガイドラインの中から、情報の持ち出しに関連する対策等の抜粋及びヒアリングで得た、参考となる好事例等を広く私立大学に周知することは委員会として適切な対応であると思えます。

この調査が、今回ヒアリングをした大学はもとより、その他の大学においても、大学における個人データの取扱いについて必要な見直しを行う、あるいは個人データの取扱いに関する各大学の諸課題を適切に克服していくためのきっかけや参考となるよう、効果的な周知を行うことが重要であると思えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ただいま中村委員がおっしゃったように、本件のように漏えい等報告の分析によって、特定の業種が抱える問題を積極的に把握し、それを周知していくということは、監視監督業務の観点からも非常に重要であると承知をしております。引き続き取り組んでいきたいと思えます。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は監督関係者以外の方は退席を願います。

では、議題3「監視監督について①」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

議題4「改正法に関するガイドライン等の整備に向けた論点について(個人関連情報)」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について(個人関連情報)」について、資料4に基づいて御説明申し上げます。

1 ページにおいて、改正法における個人関連情報の第三者提供規制について記載しております。

2 ポツ目、改正法においては、個人関連情報取扱事業者が、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意等が得られていることを確認しないで、当該個人関連情報を提供してはならないとされております。

2 ページにおいて、個人関連情報の第三者提供規制の概要を図式化しております。

3 ページを御覧ください。

改正法において新たな規律を設けた趣旨は、個人関連情報の提供先である第三者により、本人を識別した上で情報を利用されることによる個人の権利利益の侵害を防止することにあります。こうした制度趣旨も踏まえ、昨年11月の第158回委員会において、本人からの同意取得の態様・方法、「個人データとして取得することが想定される時」の語義、個人関連情報における確認記録義務について御審議いただきました。

このうち、「本人から同意取得の態様・方法」に関しては、同意取得の具体的な方法について例示をガイドラインで示すこととしたところ、①本人から同意取得の主体、②本人からの同意取得の確認方法を更に検討する必要があるとございます。

4 ページを御覧ください。

1 つ目の論点である同意取得の主体について記載しております。

個人関連情報の第三者提供規制の趣旨からすれば、本人関与の機会を実質的に確保できるよう、本人同意の取得の態様・方法を検討する必要があると考えます。そのため、本人からの同意取得に当たっては、本人が、「誰が」、すなわち個人関連情報を個人データとして取得して利用する主体、「何を」、すなわち対象となる個人関連情報、「どのように

利用するか」、すなわち利用の目的について認識できるようにすることが重要と考えられます。特に、改正法第26条の2の趣旨からすれば、本人が個人関連情報を個人データとして取得して利用する主体を認識できるようにすることは重要であると考えられます。

5 ページを御覧ください。

同意取得の主体に関してでございます。

本人に対する説明を行い、同意を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先が原則であると考えられます。そして、提供先による同意取得に関しては、「誰が」「何を」「どのように」利用するか認識できる状況を確保する必要があり、緑枠内の事項に留意する必要があると考えられます。

「誰が」に関しては、利用の主体となる提供先が自ら同意を取得する場合、本人は、利用の主体を認識することができ、主体を明示するという要請は満たされると考えられます。

「何を」に関しては、提供を受ける個人関連情報について、その対象を特定できるようにする必要があると考えられます。

「どのように」に関しては、個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、法第18条により通知等を行う必要があると考えられます。

6 ページにおいて、提供先で同意取得する場合の一般的なフローを図でお示ししております。

7 ページを御覧ください。提供元による同意取得の可否について記載をしております。

個人関連情報の第三者提供について、本人から同意を取得する場合は、提供先が取得する必要がありますが、他方で、提供先の義務である同意取得を提供元が代行することについては、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に許容されるのでないかとしております。

8 ページを御覧ください。

提供元による同意取得の代行に関しても、「誰が」「何を」「どのように」利用するか、本人が認識できる状況を確保する必要があると考えられます。

まず、提供先の義務として、提供元が同意取得を代行する場合であっても、提供先が同意取得の主体であることに変わりはないことから、提供先は提供元で適切に同意取得させなければならないと考えられます。

また「誰が」に関しては、提供元が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識することができないことから、提供先を個別に明示する必要があると考えられます。

10ページにおいて、提供先で同意取得を代行する場合の一般的なフローを図でお示ししております。

11ページを御覧ください。

2つ目の論点である、本人からの同意の確認方法についてでございます。

提供先において同意取得する場合、本人からの同意取得の確認方法としては、提供元は提供先の申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りると考えられます。なお、提

供元による確認に際して、提供先が提供元に本人同意を取得しているID等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合があります。これについて、改正法第26条の2第1項の確認行為において必要となる情報のみを伝える場合には、提供先が偽りなく確認に係る情報を提供することが個人情報保護法上予定されていることから、法令に基づく場合に該当すると考えられます。

13ページには、提供先が同意取得する場合の提供元による確認の方法、提供元が同意取得を代行する場合の確認の方法の具体例をお示しております。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまに説明につきましては、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員

事業者による個人情報や個人関連情報の利用形態は、特にウェブ関係を中心に多様化かつ複雑化しており、データの流れも多岐にわたっています。また、提供先、提供元、閲覧履歴、Cookieなどの用語が多数使われております。本件で扱う個人関連情報の第三者提供に当たっては、本人がデータの流れや言葉の意味、そして、事業者の取扱いなどを容易に認識し、理解できることが重要だと思います。

このような観点から、事業者において、本人に説明するに当たっては、例えば図を用いて具体的に説明するなど、本人目線あるいはユーザー目線で工夫をすることが必要だと思います。委員会としても、事業者のこのような取組を促していくよう、その旨ガイドラインでも記載すべきだと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

大島委員。

○大島委員 ただいま小川委員からお話がありました論点と重なるところはあるかと思いますが、提供の対象となります個人関連情報について、事業者においては、定型的な文言ではなく、決して形式的な同意を取得するのではなく、本人から見て対象となる個人関連情報が分かるようにすることが重要だと私も思います。

事業者は本人への情報提供の在り方を工夫していくべきでありまして、その旨、ガイドラインにおいても記載すべきではないかと考えるところです。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他には。

藤原委員。

○藤原委員 本人の同意を誰が取得するか、取得すべきかという点につきましては、パブ

リックコメントでも多様な意見が寄せられていたところだと思います。ウェブ関連等で提供先において同意を取り切れない場合があるという事情をどう考慮するかという問題ですが、本人同意の取得の主体、誰が同意を取るかということについては、この問題が生じたゆえんに鑑みて、実務的な対応において、事業者の方々にも意識していただくべきであろうと思います。今日の御説明のとおり、改正法26条の2第1項の趣旨からして、提供先に義務がある、これは原則であるということをはっきりさせておいてよかったですのだろうと思います。

つまり、本人が、個人関連情報を個人データとして取得し、利用するのは誰かという主体を認識することが全ての前提になるわけですから、そうであるとする、データの利用という点から考えても同意取得の主体は提供先ということになると。だから、提供元における同意取得の代行については、あくまでも例外的な対応であるのだと。そして、その例外について、許容されるための要件を今日のように明確に示しておくということが必要ではないかと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見はございますか。

貴重な御意見をありがとうございます。本件につきましては、先日、改正法に関連する政令・規則が公布されたところでございますが、ガイドライン等の整備に向けて、本日の議論含め、これまでの議論を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議題5「令和3年度定期的な報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和3年度の定期的な報告について、説明いたします。

まず「1 概要」についてです。

根拠規定は、番号法の第29条の3第2項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則です。これらの規定に基づいて、毎年度、報告を求めるものとなっています。

対象機関は、各都道府県・各市区町村、保護評価書を提出している教育委員会などの地方公共団体等で、令和2年度は2,207の機関から報告を受けております。

報告内容は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他、個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項等です。

次に「2 令和3年度に報告を求める内容」についてです。

1点目は、安全管理措置の実施状況です。

ガイドラインの安全管理措置の遵守状況を確認するため、規程等の整備、研修・監査の実施、ログの分析等の基本的な項目について報告を求めるもので、昨年度と同様の12項目が調査項目となっています。

2点目は、委託及び再委託の実施状況です。

こちらの項目は、令和元年度から報告を受けております。令和2年度の報告では、改善が認められていますが、まだ改善できていない機関も一定数あるため、今年度も昨年度と同様に委託先の安全管理措置の事前確認、委託先・再委託先の監督、再委託の許諾等の7項目について報告を求め、改善状況を確認したいと考えています。

3点目は、ハードディスク等の更新等についてです。

こちらは昨年度から報告を求めている項目になります。昨年度は契約書等でどのようにデータの削除又は廃棄をすることにしているか、また、契約書等では、削除又は廃棄の確認方法をどう定めているかを中心に報告を受けました。

今年度はハードディスク等の実際の更新実績を基に、削除又は廃棄の手段と、廃棄等がされていることの確認方法について報告を受け、問題のある手段又は確認方法を取っている機関に対して是正を求めたいと考えています。

なお、昨年度まで報告を求めていた情報連携に関する2項目については、実態の把握はできたため、自治体の負担軽減という観点からも、今年度は報告を求めないことにしています。

最後に「3 今後の予定」ですが、4月中旬に都道府県を通じて各機関宛てに報告を求める通知を行い、7月下旬を報告期限としたいと考えております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 説明いただいた実施方針への評価と今年度の定期的な報告への期待に関連して一言述べたいと思います。

平成29年度から実施されている定期的な報告は、今年度で5回目を迎えました。これまで報告を求める内容も、過去の事案などを踏まえて適宜追加され、地方公共団体の特定個人情報情報の安全管理措置の底上げに資する報告として充実が図られてきました。

今年度は、これまでの報告によって、地方公共団体の取組実態を把握できた報告項目については報告対象から外し、報告に対応する地方公共団体の負担の軽減も図り、バランスの取れた実施方針になっていると理解しています。

定期的な報告は、地方公共団体にとっては、特定個人情報の取扱状況や安全管理措置の点検や改善を行う良い機会となっているのではないかと推測しますが、委員会としても、そのような機会として大いに役立てていただきたいと考えています。

また、当委員会にとっては、定期的な報告は、全国の地方公共団体の状況を把握できるツールであり、これまで得られた結果も踏まえ、委員会の監視監督活動等に有効に活用してきたところです。

今年度も引き続き、委員会、地方公共団体双方にとって有用となる定期報告を着実に実施していただくことを期待しています。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見、御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案どおり決定し、手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようで、そのように取り扱うことといたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題6「監視監督について②」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

議題7「令和3年度検査計画について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和3年度検査計画について説明を申し上げます。

まず「1. 検査実施方針」といたしまして、行政機関等に対する検査につきましては、定期的な検査に関する規則に基づきまして検査を実施させていただきたいと考えております。

地方公共団体等に対しましては、選択的に総合検査を実施するとともに、検査項目を絞りましたレビュー検査を積極的に実施するなどしまして、多数の検査対象団体に対して効果的かつ効率的に検査を実施したいと考えております。

これらの他、漏えい事案等の報告や苦情あつせん相談窓口に寄せられました情報等を踏まえまして、必要に応じ、随時に検査を実施いたします。

また、検査の実施に当たりましては、令和2年度におきまして、新型コロナウイルス感染予防の観点から、電子媒体による資料徴求、電話又はメールでのコミュニケーションなどの手法を活用しました、いわゆるオフサイトモニタリング検査を実施いたしましたが、令和3年度におきましては、引き続き感染予防に十分配慮しつつ、通常の立入りによる手法を基本といたしました検査を実施したいと考えております。

「2. 検査実施予定数」といたしましては、行政機関等7件、地方公共団体等53件の計60件を予定しております。

なお、本計画につきましては、特定個人情報の漏えいやその他の状況により変更することがございます。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

今の説明にありましたように、令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のため、全ての検査をいわゆるオフサイトで行ったところですが、令和3年度は感染予防に配慮しつつ、

通常の立入りの手法を基本としてしっかり検査をしていきたいと思っております。

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり決定いたします。事務局においては所要の進め方を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題8「農業者年金基金（農業者年金業務等に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 番号法により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときには、特定個人情報保護評価の再実施が義務づけられています。今般、独立行政法人農業者年金基金から当委員会に対し全項目評価書が提出されましたので、その内容について事務局より概要を説明いたします。

農業者年金基金が実施する「農業者年金業務等に関する事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務づけられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

それでは、資料8-1に基づいて、全項目評価書の概要を説明します。

まず、評価対象の事務については、「（別添1）事務の内容」の6ページを御覧ください。

農業者年金基金は、農業者の老齢に関して必要な年金給付事業を行うという独立行政法人であり、資格審査業務や年金受給権の権利の審査業務において個人番号を利用しています。評価対象の事務は、年金加入申込者の適用事務、年金裁定・給付事務です。今回、農業者年金基金は、年金裁定・給付事務にて行っている所得税の源泉徴収事務について、これまで源泉徴収対象者がいなかったところ、今後、対象者が見込まれることから、新たに扶養親族等申告書も入手・管理等を行う予定です。これに伴い、図の中央から少し右側にある「扶養親族等個人番号管理ファイル」を新たに取り扱いすることとなるため、当該ファイルの使用、保管・消去等に係る評価書のリスク対策の記載等を追記等しております。

追記等したリスク対策の内容の例として、まず、29ページの「リスク4：入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク」の欄を御覧ください。

受給権者本人から郵送された扶養親族等申告書は、直接担当課である給付課宛てに届くようにし、内容審査の上、扶養親族等個人番号入力・管理端末への入力及び内部決裁が完了するまでの間、サーバ室内の施錠された保管庫において格納・管理すること等が記載されています。

続きまして、30ページの「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」の欄の4ポツ目を御覧ください。

特定個人情報を保存する電子記録媒体は、運用管理者が許可した媒体以外は使用を禁止し、媒体への情報の保存の際には、情報漏えいが生じないように暗号化を行うこと等が記載されております。

次に、35ページの「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」の欄の○2つ目の2ポツ目を御覧ください。

法定調書データ及び支払報告書データが記録された回線送付用の使用済み電子記録媒体を破棄する場合は、給付課長立会いの下、給付課担当職員がメディアシュレッダを使用し、物理的破壊を行うこと、破壊した場合は、管理簿により記録管理すること等が記載されています。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料8-2に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。

まず、目次でございますが「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル（年金ファイル及び扶養親族等個人番号管理ファイル）では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面や、そのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しています。

事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、18ページを御覧ください。

「新たに取り扱う特定個人情報ファイル（扶養親族等個人番号管理ファイル）の使用、保管・消去等」に係るリスク対策を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、19ページ上段の【総評】を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」、または「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1) リスク対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要があること、(2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要があること、(3) 組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4) 情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、独立行政法人農業者年金基金に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

御説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは「農業者年金基金（農業者年金業務等に関する事務）全項目評価書」を承認することといたします。事務局においては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題9「その他」です。「東京都医業健康保険組合及び関東ITソフトウェア健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書の公表について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 東京都医業健康保険組合及び関東ITソフトウェア健康保険組合が作成しました「適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書」につきましては、第165回の委員会において承認いただいたところです。承認の際に決定いただいた個人情報保護委員会による審査欄への記載事項については、各評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、東京都医業健康保険組合は2月17日付、関東ITソフトウェア健康保険組合は2月3日付でマイナンバー保護評価Web及び各機関のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、報告いたします。

以上です。

○丹野委員長 ただいまの報告につきまして、何か質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日の議題は以上でございます。本日の会議資料につきましては、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。